

◆よくある質問と回答

質問項目		回答
1 総論		
①	時短要請に対する協力金について教えてほしい。	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
②	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。
2 支給要件に関すること		
①	時短要請の期間中、全ての日において、時短営業に取り組む必要があるのか。	原則、協力金（延長分）及び協力金（3月分）の各期間中全ての日において時短営業を行ってください。事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、各期間において時短営業の協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。
②	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと、協力金（延長分）は20時以降、協力金（3月分）は21時以降に営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③	要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降（協力金（3月分）の場合は21時以降）に営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開された場合は、再開した日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。
④	もともと月～金曜は20時に閉店、土曜は22時に閉店していた場合、土曜の営業を20時まで（協力金（3月分）の場合は21時まで）に閉店すれば、協力金の対象となるのか。	協力金（延長分）については、もともと22時に閉店していた土曜の営業を20時までに閉店し、期間を通して20時まで（酒類の提供は19時まで）に閉店すれば協力金の支給対象になります。協力金（3月分）については、もともと22時に閉店していた土曜の営業を21時までに閉店し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。いずれも、算定対象はそれぞれ時短をされた土曜の営業日になります。
3 対象施設に関すること		
①	協力金（延長分）と協力金（3月分）の要請対象施設に違いはあるのか。	協力金（延長分）と協力金（3月分）の要請対象施設は同じです。
②	ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを20時まで（協力金（3月分）の場合は21時まで）に終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
③	以前は20時以降（協力金（3月分）の場合は21時以降）も営業していたが、コロナの影響により最近20時（協力金（3月分）の場合は21時）に閉店していた場合は、対象にならないのか。	協力金（延長分）については、コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。協力金（3月分）については、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。いずれも、昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④	コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年2月の間に全く営業した実績がない場合は、対象なりません。
4 申請方法等に関すること		
①	協力金（延長分）と協力金（3月分）の申請を別々に行うことはできますか。	協力金（延長分）と協力金（3月分）の両方に申請される場合は、必ず同時に申請してください（郵送の場合は同封してください）。
②	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか。	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
③	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	協力金（延長分）については、20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。協力金（3月分）については、21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。いずれも、昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

質問項目		回答
④	協力は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、申請書類の不足や記入漏れがないようお願いいたします。
5 提出書類に関すること		
①	要請以前は、通常20時以降（協力金（3月分）の場合は21時以降）も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②	要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等 ※時短の期間と閉店時間がわかるようにお願いします。
③	酒類の提供を19時まで（協力金（3月分）の場合は20時まで）としたことについては、何をもちて証明すればよいのか。	お客様へ酒類の提供を19時まで（協力金（3月分）の場合は20時まで）とするお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等
④	京都市内を対象とした協力金（12/21～1/11）や協力金（1/12～1/13）、京都府全域を対象とした緊急事態措置協力金（1/14～2/7）を申請している場合は、今回の協力金の申請書類を省略することはできるのか。	省略はできませんので、改めて申請書類をご提出ください。
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
③	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
④	ステッカーの交付を受けている場合でも、「誓約書」においてどのガイドラインに基づく感染防止対策をしているかチェックを記入する必要はあるのか。	どのガイドラインに基づき、感染防止対策をされているのか確認させていただくため、必ずいずれかの項目にチェックをお願いします。あわせて、ステッカーの交付を受けていることにもチェックをお願いします。
7 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。